

議案第 28 号

三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市福祉保健センター設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

保健指導室	410円	620円	620円
調理実習室			

」を

「

保健指導室	410円	620円	620円
調理実習室			
会議室			

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。